

役員及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人多々良福祉会の役員及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「委員」という。）の報酬等について、定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

(報酬の総額)

第3条 評議員の各年度の報酬総額は定款第8条に記載する額とし、理事については200,000円、また監事については200,000円を超えない範囲とする。

(報酬等の支払い方法)

第4条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する法人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 報酬は、出席した理事会又は監事監査、評議員会に出席の都度、その日に支給する。

(会議出席報酬等)

第5条 理事が理事会または、議案説明の為、評議員会に出席した時は、別表1の役員報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて行なった法人の業務については、報酬は支払わないものとする。

- 2 評議員が評議員会に出席した時は、別表1の役員報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて行なった法人の業務については、報酬は支払わないものとする。
- 3 委員が委員会に出席した時は、別表1の役員報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて行なった法人の業務については、報酬は支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第6条 理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席した時は別紙1の役員報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行なった場合は、本条次項の報酬は支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査の立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1の報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第8条 役員及び評議員、委員が法人業務のため出張する場合は別表2により支払うことができる。

(適用除外)

第9条 施設職員を兼務する者については、この規程を適用しない。

但し、止むを得ず法人の施設外で行なう会議等については別表1により支給することができる。

- 2 グループ企業である 医療法人原土井病院、学校法人原学園、および株式会社ホームケアサービスの役職員はこの規程は適用しない。

但し、止むを得ずグループ企業の施設以外で行なう場合は別表1により支給することができる。

(改正)

第10条 本規定を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経て評議員会の承認を得なければならない。

別紙1 (評議員の報酬)

日額

名 称	住所地在東区	その他
評議員会出席	10,000 円	15,000 円
業務・指導等	15,000 円	

(理事の報酬)

日額

名 称	住所地在東区	その他
理事会出席	10,000 円	15,000 円
業務・指導等	15,000 円	

(監事の報酬)

日額

名 称	住所地在東区	その他
理事会・評議員会出席	10,000 円	15,000 円
監事監査・業務・指導等	20,000 円	

(委員の報酬)

日額

名 称	住所地在東区	その他
評議員選任・解任委員会出席	10,000 円	15,000 円
業務・指導等	15,000 円	

別表2 出張旅費

日額

旅 費	宿泊費	報 酬	その他
実 費	法人本部手配	1 日 10,000 円	実 費

附則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。